

## 神奈川県青少年保護育成条例の改正骨子案

### 1 経緯

「女子高校生」を商品化し、青少年の性を売り物とするいわゆる「JKビジネス」については、本県では、平成22年10月に神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）を改正し、個室性のある営業について規制を設けて対応しています。

しかし、近年、東京都内等で、個室でない営業や、無店舗型の営業が出現し、福祉犯罪の温床となっています。

また、東京都で「JKビジネス」を規制する条例が平成29年7月から施行され、一部の営業が規制を逃れて本県に流入するおそれがあります。

こうしたことから、本県は、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為を防止し、社会環境の整備を図るため、条例の改正を行うこととしました。

このたび、県民意見募集（パブリックコメント）の結果等を踏まえ、改正骨子案をとりまとめました。

### 2 改正骨子案

#### (1) 定義規定（第7条）の一部改正

現行では、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業のうち、個室性のある営業についてのみ規制していたが、今回の改正において、個室でない営業や無店舗型の営業を規制対象に加え、それらを「有害役務提供営業」として定義する。

ア 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業

イ 店舗型有害役務提供営業 店舗を設けて役務を提供する営業であって、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの

(ア) 客の体に接触し、又は客に体に接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの（従事者の顔、胸部、腹部、大腿部若しくはでん部を客の体に接触させるもの等）【リフレ】

(イ) 個室等を設け、人の姿態を見せる役務を提供する営業【見学・撮影】

(ウ) 個室等を設け、客と会話をし、又は客に遊興させる役務を提供する営業で規則で定めるもの（従事者の姿態を撮影した画像又は映像を広告又は宣伝に用いて客を誘引するもの等）

【コミュニケーション】

(エ) 客に飲食させる営業で規則で定めるもの（従事者の姿態を撮影した画像又は映像を広告又は宣伝に用いて客を誘引するもの等）【喫茶・バー・居酒屋】

(オ) 業務に従事する者が水着を着用した姿その他の客の性的感情を刺激するおそれがあるものとして規則で定める姿（水着を着用した姿、レオタードを着用した姿その他着衣の特性により特に身体の輪郭が強調される姿等）で客に接する営業

ウ 無店舗型有害役務提供営業 人を派遣して役務を提供する営業であって、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの

(ア) 客の体に接触し、又は客に体に接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの（従事者の顔、胸部、腹部、大腿部若しくはでん部を客の体に接触させるもの等）【派遣リフレ】

(イ) 個室等において人の姿態を見せる役務を提供する営業【派遣見学・派遣撮影】

(ロ) 客と会話をし、又は客に遊興させる役務を提供する営業（規則で定める営業（児童又は乳幼児の世話をを行う営業）を除く。）【派遣コミュニケーション、散歩】

(ハ) 水着を着用した姿その他の客の性的感情を刺激するおそれがあるものとして規則で定める姿（水着を着用した姿、レオタードを着用した姿その他着衣の特性により特に身体の輪郭が強調される姿等）で客に接する営業

(2) 個室等施設に係る制限規定（第27条）の一部改正

現行の個室等施設に係る営業の一部（客の体に接触する役務、人の姿態を見せる役務）については、今回の改正により有害役務提供営業の対象となることから、個室等施設の規定について所要の改正を行う。

(3) 有害役務提供営業者及び指定個室営業者の禁止行為の新設

有害役務提供営業等に起因する福祉犯罪等の被害から青少年を守るため、有害役務提供営業者及び指定個室営業者（以下「有害役務提供営業者等」と総称する。）に対し、その営業に関し、青少年を客に接する業務に従事させ、又は青少年を客とすることを禁止する。

(4) 勧誘行為等の禁止の新設

禁止行為規定の実効性を高め、青少年と有害役務提供営業との接点を断つため、何人も、有害役務提供営業及び指定個室営業に関し、青少年を客に接する業務に従事するよう又は客となるよう勧誘すること、青少年に勧誘行為をさせることを禁止する。

(5) 青少年の立入禁止表示等義務の新設

禁止行為規定の実効性を高めるため、有害役務提供営業者等に対し、広告又は宣伝をするときは、青少年が客となることを禁止する旨を明らかにすること、営業所の入口に青少年が客として立ち入ってはならない旨を表示することを義務付ける。

(6) 従業者名簿の新設

青少年を客に接する業務に従事させないようにするとともに、立入調査時に従業員の状況を確認しやすくするため、有害役務提供営業者等に対し、従業者名簿を調製し、営業所に備え置くことを義務付ける。

(7) 行政処分の新設

禁止行為規定の実効性をより高めるため、有害役務提供営業者等が、青少年を有害役務提供営業に従事させ、又は青少年を客としたときは、知事は、当該行為の中止その他青少年の被害を防止するための必要な措置を命ずることができる。

また、有害役務提供営業者等がこの命令に違反したときは、知事は、6月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(8) 神奈川県児童福祉審議会への諮問等（第50条）の一部改正

行政処分が公正かつ慎重に行われるよう、知事は、行政処分を行う場合は、神奈川県児童福祉審議会の意見を聴くこととする。

(9) 罰則規定（第53条）の一部改正

新たに有害役務提供営業に関する禁止行為や義務を追加することに伴い、当該規定に違反した者に対する罰則規定を追加する。